

## 国際課税委員会（第8回）の概要

6月14日、経団連会館にて第8回の『国際課税委員会』が開催されました。今回は、「最近の国際課税の諸問題」と題して、国税庁谷口和繁審議官から話を聞き、その後討論に入りました。

谷口審議官の話は次のとおりです。

**1、コーポレートガバナンス強化の国際的な動きがある。**米国では、2002年企業改革法（SOX法: Sarbanes-Oxley Act）日本では、2005年新会社法、2006年日本版SOX法（金融商品取引法）、OECDでは、2004年OECDコーポレートガバナンス原則（OECD Principles of Corporate Governance: 2004）さらに2006年ソウル宣言が行われたことがその現れ。内部統制強化の目的は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全である。

### 2、コーポレートガバナンスと税務リスク

取締役・監査役による、自社の税務戦略への関心を、経営責任の問題として認識することが重要。取締役会・監査役会（監査委員会）が、企業の税務戦略に責任を持ち、積極的に管理するべきではないか。税務当局と企業経営者との協力関係、良いコーポレートガバナンスの実践も重要。OECDの税務長官会合（FTA: Forum on Tax Administration）は、こうした問題意識の下、新たな取組みを開始した（第3回FTAソウル宣言・2006年9月）。OECDコーポレートガバナンス・2004年ガイドラインを拡大、税務と良いガバナンスとの関連性、税務仲介者（法律・会計事務所、税理士、金融機関など）の役割、OECD税務仲介者プロジェクト（OECD Tax Intermediaries Project）の立ち上げ（2007年1月）等が行われている。

### 3、第3回FTA会合 ソウル宣言（骨子）〔一部抜粋〕は次の通り。

「35か国・地域の税務長官らは、各国税務当局の直面する主要な問題への対処における懸念や経験を共有。国際的なノンコンプライアンスが重要かつ拡がりを見せる問題であることを確認。個人による、オフショアの銀行口座、信託、ペーパーカンパニーを利用した資産・所得の隠蔽。また、オフショアに保有されたクレジットカードを利用した隠蔽資産へのアクセス。全ての規模の事業者による、オフショアのペーパーカンパニーを利用した、関連者間で取引される財・サービスの過大（過少）評価による所得の移転。多国籍企業（金融機関を含む）による、高度な国際的スキームや投資ストラクチャー（租税条約の濫用や移転価格の操作を含む）を利用した所得や費用の移転。また、ノンコンプライアンスや容認できない租税最小化の取極の促進に関して、コーポレートガバナンス、税務アドバイザーや金融機関の役割に対する継続した懸念が示されるとともに、プライベートエクイティファンドへの資金流入の増加が各国税務当局の潜在的な問題となりうることを確認。」

### 3、 税務における企業責任

企業の社会的責任（CSR）への取組みとしては、企業とさまざまなステークホルダー（株主・顧客・従業員・社会）との関係、税務における企業責任の強化、レピュテーションリスクが重要である。

### 4、 当局と企業経税務営者の連携

今後のあるべき姿としては、企業による開かれた経営（すべてを公にできる）、US FIN48（財務報告における税務リスクの開示）、IRS form M-3（上場会社による税務申告と財務報告の差異の開示）、企業と税務当局との対話（税務当局のトップが企業の取締役や監査役と直接に対話）、税務当局によるルール（解釈・取扱い）の明確化、事前照会への回答、パブリックコメントの募集等が重要課題となろう。

### 5、 税務における企業責任と税務仲介者

企業責任に税務コンプライアンスを位置づけ、税務コンプライアンスの高い経営には、税務専門家の助言・サポートがある。税理士の役割は、納税者・税務当局いずれにも偏しない独立・公正な立場で、適正な申告を指導すべきであるが、実際にはクライアントの方針に影響を受けている。クライアントに対し、適正な納税について意見しやすい環境づくりを目指す。

**濫用的タックスプランニングにおける税務仲介者の役割も重要。**プロモーターとなる会計事務所・金融機関の国際的なネットワークにより、スキームの多くが海外から流入している。そこで、海外税務当局との情報交換の必要性がでてくる。

**税務仲介者の透明性の向上も課題。**具体的には、濫用的スキームの防止のため、販売者・スキームを早い段階で把握する。UK（スキームの早期開示（プロモーター））、US（スキームの開示（納税者・Material Advisor）顧客投資家リストの備付義務、行動規範（Circular 230））が参考になる。投資ファンドの実態解明（金融商品取引法における集団投資スキーム（ファンド）の金融当局への登録・届出）も検討課題。

その後、移転価格税制の今日的課題について説明。

これらに対する質疑応答の内容は次の通り。（順不同）

- ・ 税務当局を、企業統治の当事者の一人として位置づけるという発想は重要。
- ・ 米国の form M3 は、米国に進出しているわが国企業にとって大きなリスクになっている。
- ・ 米国では、企業会計と税務会計がかい離していることが背景にある。
- ・ 会計基準を所管する SEC と IRS との・・・

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。